

## 20歳になられた皆さんへ

## 20歳になつたら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となり、ご自身で保険料を納めていただきます。（厚生年金の加入者または、その加入者に扶養している配偶者を除く）

## 国民年金3つのメリット

## 1 老後を支えます

## 老齢基礎年金

## 2 病気やけがで障がいの状態になった時に支えます

## 障害基礎年金

## 3 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支えます

## 遺族基礎年金

きます。

日本年金機構では、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなど、わかりやすく動画で案内していますので、ぜひご覧ください。

日本年金機構 HP



日時	左表のとおり
受付日	対象地区
2月2日(月)、3日(火)	栃木地区
2月4日(水)、5日(木)	共同・受委託
2月6日(金)、9日(月)	都賀地区・西方地区
2月10日(火)	藤岡地区
2月12日(木)	藤岡地区・大平地区
2月13日(金)	大平地区
2月16日(月)	大平地区・岩舟地区

## 令和8年農業用免税軽油の申請

## 保険年金課

## (21)2134

## 日本年金機構 HP

的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円は、つり銭のないよう御協力を願いします。（キャッシュレス決済も可）

※上記の期日に申請することが難しい場合は、栃木県税事務所へお問い合わせください。

※感染症予防に係るマスク着用については個人の判断に委ねますが、発熱や風邪等の症状がある場合は、来場を見合わせるようお願いします。

※新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

※新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械のメーカー、型式、馬力をメモ等に控えてお持ちください。

※国税および地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

※耕作証明については、農業委員会事務局（21)2393)へお問い合わせください。

## 遊休農地の課税強化について

## 園 栃木県税事務所

## (23)6882

## 日本年金機構 HP

※耕作証明について、農業委員会事務局（21)2393)へお問い合わせください。

※耕作面積が変更になった場合、耕作面積が変更になつた場合、耕作証明は不要。

※受委託の方で新規申請及び耕作面積が変更になった場合は、ご自身の耕作証明書の他に「計合」／耕作証明書（新規申請および耕作面積が変更になつた場合）／耕作（受託）台帳等も必要です。詳細については栃木県税事務所までお問い合わせください。

※使用者証更新のみの場合は、耕作証明は不要。

この利用意向調査に対し、未回答の方や意向通りにされない方については遊休農地の固定資産税の評価額が通常農地の約1.8倍となる可能性があります。

なお、農地中間管理機構に貸し付けの意向を表明するなど、

8月に実施した農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地所有者等には、12月頃に遊休農地の利用意向調査を実施します。調査票が届いた際には、必ずご回答くださいますようお願いします。

## 20歳になられた皆さんへ

## 20歳になつたら国民年金

未満の方は、国民年金の被保険者となり、ご自身で保険料を納めていただきます。（厚生年金の加入者または、その加入者に扶養している配偶者を除く）

## 扶養されている配偶者を除く

## 20歳になられた皆さんへ

## 20歳になつたら国民年金

未満の方は、国民年金の被保険者となり、ご自身で保険料を納めていただきます。（厚生年金の加入者または、その加入者に扶養している配偶者を除く）

## 扶養されている配偶者を除く

## 扶養されている配偶者を除く